

診療報酬請求書等の変更と取り扱いについて

香川県国民健康保険団体連合会

1. 制度改正に伴う請求書及び送り状の記載方法並びに取り扱いについて

(1) 後期高齢者医療診療報酬請求書（新）

- ① 老人医療の月遅れ請求分（平成 20 年 3 月以前診療分）は後期高齢者医療請求書には集計せず、国保分の請求書に集計して下さい。
- ② 後期高齢者医療分と国保分とは別まとめにして請求して下さい。
- ③ 県内分（香川県）と県外分（香川県以外）とは別々に分けて綴じてください。

(2) 国保一般診療報酬請求書

- ① 老人医療の月遅れ請求分（平成 20 年 3 月以前診療分）については、この請求書の老人保健欄に記入のうえ請求して下さい。
- ② 退職者医療の高齢者（9 割・7 割）の月遅れ請求分（平成 20 年 3 月以前診療分）については、この請求書の退職者医療の高齢者（9 割・7 割）の欄に記入のうえ請求して下さい。
- ③ 平成 20 年 3 月診療分以前のレセプトで「一般 70 歳以上 9 割」は「一般 70 歳以上（一般・低所得）」に、「一般 3 歳未満」は「一般 6 歳」に、「退職 3 歳未満」は「退職 6 歳」の欄に併せて集計のうえ請求して下さい。
- ④ 旧の請求書及び送り状についても、使用できます。

(3) 診療報酬明細書の取り扱いについて

① 「保険種別 1」欄（請求明細書が後期高齢者の場合）

・「3 老人」は「老人」を二重線で抹消の上「後期」と記入。

② 「本人・家族」欄（請求明細書が未就学者又は高齢受給者・後期高齢者（一般・低所得者）の場合）

・「3 三入」・「4 三外」は「三」を二重線で抹消の上「六」と記入する。

・「7 高入 9」・「8 高外 9」は「9」を二重線で抹消の上「一」と記入する。

なお、抹消のみにより取り繕っている場合にあっても差し支えありません。

③ 「市町村番号」欄及び「老人医療の受給者番号」欄については、特に繕うことはなく「一」に読み替えることとして差し支えありません。

④ 医科明細書の「60 検査」欄については、特に取り繕うことなく「60 検査病理」に読み替えることとして差し支えありません。

診療報酬明細書

(医科入院)

都道府県 東京都
 市区町村 港区
 保険者番号

平成 年 月 分 37

1 本人	7 本人
2 公費	8 本人
3 学生	9 本人
4 退職	10 本人
5 家族	11 本人
6 遺族	12 本人
7 遺族	13 本人
8 遺族	14 本人
9 遺族	15 本人
10 遺族	16 本人
11 遺族	17 本人
12 遺族	18 本人
13 遺族	19 本人
14 遺族	20 本人
15 遺族	21 本人
16 遺族	22 本人
17 遺族	23 本人
18 遺族	24 本人
19 遺族	25 本人
20 遺族	26 本人
21 遺族	27 本人
22 遺族	28 本人
23 遺族	29 本人
24 遺族	30 本人
25 遺族	31 本人
26 遺族	32 本人
27 遺族	33 本人
28 遺族	34 本人
29 遺族	35 本人
30 遺族	36 本人
31 遺族	37 本人
32 遺族	38 本人
33 遺族	39 本人
34 遺族	40 本人
35 遺族	41 本人
36 遺族	42 本人
37 遺族	43 本人
38 遺族	44 本人
39 遺族	45 本人
40 遺族	46 本人
41 遺族	47 本人
42 遺族	48 本人
43 遺族	49 本人
44 遺族	50 本人
45 遺族	51 本人
46 遺族	52 本人
47 遺族	53 本人
48 遺族	54 本人
49 遺族	55 本人
50 遺族	56 本人
51 遺族	57 本人
52 遺族	58 本人
53 遺族	59 本人
54 遺族	60 本人
55 遺族	61 本人
56 遺族	62 本人
57 遺族	63 本人
58 遺族	64 本人
59 遺族	65 本人
60 遺族	66 本人
61 遺族	67 本人
62 遺族	68 本人
63 遺族	69 本人
64 遺族	70 本人
65 遺族	71 本人
66 遺族	72 本人
67 遺族	73 本人
68 遺族	74 本人
69 遺族	75 本人
70 遺族	76 本人
71 遺族	77 本人
72 遺族	78 本人
73 遺族	79 本人
74 遺族	80 本人
75 遺族	81 本人
76 遺族	82 本人
77 遺族	83 本人
78 遺族	84 本人
79 遺族	85 本人
80 遺族	86 本人
81 遺族	87 本人
82 遺族	88 本人
83 遺族	89 本人
84 遺族	90 本人
85 遺族	91 本人
86 遺族	92 本人
87 遺族	93 本人
88 遺族	94 本人
89 遺族	95 本人
90 遺族	96 本人
91 遺族	97 本人
92 遺族	98 本人
93 遺族	99 本人
94 遺族	100 本人

保険者番号 1096
 被保険者証・被保険者手帳等の記号・番号

氏名	性別	年齢	職業	住所	入院日	退院日	入院理由
田中 太郎	男	45	会社員	東京都港区	2017.01.15	2017.01.20	肺炎

区分	精神	結核	療養	特記事項
区	1男 2女 1明 2大 3週 4早			
名	1男 2女 1明 2大 3週 4早			
備考上の事由	1 職務上 2 下船後3月以内 3 通勤災害			

保険証
 保険証
 の所在
 地及び
 名称

11) 初診	12) 再診	13) 入院
14) 退院	15) 死亡	16) 中止

日	年	月	日	生	論	死	中	止	日
11									
12									
13									

11 初診	12 再診	13 入院	14 退院	15 死亡	16 中止
17 医学管理	18 在宅	19 入院	20 退院	21 死亡	22 中止
23 入院	24 退院	25 死亡	26 中止	27 入院	28 退院
29 入院	30 退院	31 死亡	32 中止	33 入院	34 退院
35 入院	36 退院	37 死亡	38 中止	39 入院	40 退院
41 入院	42 退院	43 死亡	44 中止	45 入院	46 退院
47 入院	48 退院	49 死亡	50 中止	51 入院	52 退院
53 入院	54 退院	55 死亡	56 中止	57 入院	58 退院
59 入院	60 退院	61 死亡	62 中止	63 入院	64 退院
65 入院	66 退院	67 死亡	68 中止	69 入院	70 退院
71 入院	72 退院	73 死亡	74 中止	75 入院	76 退院
77 入院	78 退院	79 死亡	80 中止	81 入院	82 退院
83 入院	84 退院	85 死亡	86 中止	87 入院	88 退院
89 入院	90 退院	91 死亡	92 中止	93 入院	94 退院
95 入院	96 退院	97 死亡	98 中止	99 入院	100 退院

97 入院	98 退院	99 死亡	100 中止
101 入院	102 退院	103 死亡	104 中止
105 入院	106 退院	107 死亡	108 中止
109 入院	110 退院	111 死亡	112 中止
115 入院	116 退院	117 死亡	118 中止
121 入院	122 退院	123 死亡	124 中止
127 入院	128 退院	129 死亡	130 中止
133 入院	134 退院	135 死亡	136 中止
139 入院	140 退院	141 死亡	142 中止
145 入院	146 退院	147 死亡	148 中止
151 入院	152 退院	153 死亡	154 中止
157 入院	158 退院	159 死亡	160 中止
163 入院	164 退院	165 死亡	166 中止
169 入院	170 退院	171 死亡	172 中止
175 入院	176 退院	177 死亡	178 中止
181 入院	182 退院	183 死亡	184 中止
187 入院	188 退院	189 死亡	190 中止
193 入院	194 退院	195 死亡	196 中止
199 入院	200 退院	201 死亡	202 中止

備考 ※印の欄は、記入しないこと。

診療報酬明細書

(医科入院外)

都道府県 医療機関コード
 診療番号

平成 年 月 分 37

1 内科	1 社・同	3 各々	1 単独	2 本外	6 高外
2 公費	4 退職	3 3併	3 併	4 家外	0 高外

診療科目	診療内容	診療回数	診療時間	診療場所	診療形態

保険者番号: 1088
 7 ()

保険者証・保険番号
 手帳等の記号・番号

氏名: 1男 2女 1男 2女 3男 4平 生

特記事項:

電話上の事由: 1 電話上 2 下制後3月以内 3 運動災害

保険者
 診療所
 の所在
 地及び
 名称

(庄)

傷病名	(1)	(2)	(3)

11 初診	時間外・休日・深夜		
12 再診			
13 時間外			
14 休日			
15 深夜			

13 医学管理		
14 在宅		
15 在宅		
16 在宅		

20 夜間		
21 夜間		
22 夜間		
23 夜間		
24 夜間		
25 夜間		
26 夜間		
27 夜間		

30 在宅		
31 在宅		
32 在宅		
33 在宅		

40 在宅		
41 在宅		

50 在宅		
51 在宅		

60 在宅		
61 在宅		

70 在宅		
71 在宅		

80 在宅			
81 在宅			
82 在宅			
83 在宅			

備考 ※印の欄は、記入しないこと。

診療報酬明細書

診療所用

保険医療機関・保険薬局の皆様へ

診療報酬請求書等の取り繕いについて（お知らせ）

平成 20 年 3 月 27 日付け厚生労働省告示第 126 号及び同日付け厚生労働省告示第 127 号において、診療報酬請求書等の様式の一部改正が行われたところです。

改正前の様式で請求される場合は、当分の間下記のとおり取繕いされますようよろしくお願いいたします。

記

1 旧様式の取り扱い

(1) 診療報酬等請求書の取り繕い

ア 「医保単独（三歳）」及び「医保単独（七〇以上九割）」の欄は、特に取繕いを必要としません。

「医保単独（六歳）」及び「医保単独（七〇以上一般・低所得）」にそれぞれ読み替えることとしております。

なお、「医保（3歳）と公費の併用」又は「医保（70以上9割）と公費の併用」についても同様に、読み替えることとしております。

イ 3歳未満の単独分又は高齢受給者9割給付の単独分の月遅れ分については、新様式において、「医保単独（六歳）」又は「医保単独（七〇以上一般・低所得）」の区分に含めることとして差し支えありません。

なお、3歳未満の併用分又は高齢受給者9割給付の併用分についても同様に、含めることとして差し支えありません。

ウ 老人保健分の請求がある場合については、原則として旧様式を使用願います。

なお、新様式を使用する場合は、適宜、「備考」欄に件数、診療実日数及び点数等の所要事項を記載することは差し支えありません。

(2) レセプトの取り繕い

ア 「本人・家族」欄については、請求レセプトが未就学者又は高齢受給者一般・低所得者に該当する場合にのみ、「本人・家族」欄を次の例により取り繕い願います。

〔例〕未就学者入院外の場合

4 ~~六~~
外

高齢受給者一般・低所得者入院外の場合

8 高外~~9~~

- イ 「市町村番号」欄及び「老人医療の受給者番号」欄については、特に取り繕うことなく「-」に読み替えることとしております。
 - ウ 医科レセプトの「60 検査」欄については、特に取り繕うことなく「60 検査病理」に読み替えることとしております。
 - エ 歯科レセプト及び訪問看護レセプトについては、原則として新様式を使用することとしますが、旧様式については、前アの取り繕いのほか、算定する診療行為等を適宜訂正の上、使用して差し支えありません。
- 2 診療報酬請求書等の編てつ方法等について
- 旧法分レセプト（老人保健分を含む）については、新法分と区別することなく同一の診療報酬等請求書により請求することとして差し支えありません。
- なお、明細書の編てつにつきましては、使用される診療報酬等請求書の記載順に編てつ願います。